

さいたま市備品売払基準約款

(総則)

第1条 売払人及び買受人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする備品の売払をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 買受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約に関して売払人と買受人間で用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

5 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

6 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第25条の規定に基づき、売払人と買受人との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 買受人は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による売払人の承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約代金額を含むもの)

第3条 備品の引取りに要する計量、運搬、器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。

(売払数量の確定)

第4条 売払数量は、売払人が指定する場所に設置された、計量法の規定に基づく特定計量器により計量を行い、仕様書等の定めるところにより、この計量結果を売払人と買受人が確認したうえで確定する。

(引取期間の延長)

第5条 買受人は、天災地変、戦争、内乱、暴動その他の不可抗力により、備品を引取期間までに引き取ることができないときは、売払人に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、引取期限の延長を求めることができる。

2 売払人は、前項の書面の提出があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、買受人と協議のうえ引取期間の延長日数を定めるものとする。

(契約代金の納付)

第6条 買受人は、契約代金を、売払人の定める納入通知書により、その定められた納期限までに納めなければならない。

(所有権の移転)

第7条 備品は、現状有姿のままとし、その所有権は、買受人が契約代金を納付したとき、売払人から買受人に移るものとする。

(備品の引渡し)

第8条 売払人は、契約代金の納入を確認した後、直ちに買受人に対して引換券を交付しなければならない。

2 買受人は、引換券の受領後、売払人の指定する場所で、当該引換券と引換えに備品の引渡しを受けるものとする。

3 買受人は、備品の引渡し後、売払人が指定する備品に関し、市名等の記載を除去したことの確認ができる写真等を売払人が指定する期限までに提出しなければならない。

(危険負担)

第9条 備品の所有権が、売払人から買受人に移転したときから、備品の引渡しのおきまにおいて、売払人の責に帰すことができない理由により備品が滅失又は毀損した場合の損害は、すべて買受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 買受人は、備品に、種類・品質又は数量に関して、本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

(一般的損害)

第11条 契約の履行について生じた損害は、買受人の負担とする。ただし、当該損害のうち売払人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、売払人がこれを負担しなければならない。

(売払人の任意解除権)

第12条 売払人は、備品の引渡しが完了しない間は、次条又は第14条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 売払人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰すことができない事由によるものであるときは適用しない。

(売払人の催告による解除権)

第13条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 第6条第1項の契約代金を納付しないとき。
- (2) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき
又は履行期間経過後相当の期間内に契約の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (4) 売払人が引渡し場所として指定する場所から許可を受けずに備品を持ち出したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
(売払人の催告によらない解除権)

第14条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の備品を引き取ることができないことが明らかであるとき。
- (3) この契約の備品の引取りを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 買受人の債務の一部が履行不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の備品の性質や買受人の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (8) 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

(10) 買受人が第21条第1項に該当したとき。

(売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、前2条の規定による解除をすることができない。

(買受人の催告による解除権)

第16条 買受人は、売払人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(買受人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前条に定める場合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人が、前条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第18条 売払人は、必要があると認めるときは、第12条から前条までの規定にかかわらず、買受人と協議して、契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第19条 売払人は、第12条から第14条まで、第16条又は第18条の規定によりこの契約が解除された場合においては、引渡し完了する前の備品がある時は、第6条第1項の規定により既に受領している契約代金額について精算を行うものとする。

2 売払人は、備品の引取りが完了した後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については売払人及び買受人が民法の規定に従って協議して決める。

(売払人の損害賠償請求等)

第20条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第6条に定める納期限内に、契約代金の支払いが行われな

(2) 前号に定める場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、買受人は、前項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は、買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
(談合等の不正行為に係る損害賠償金等)

第21条 この契約に関し、買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、売払人がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、売払人が損害の発生及び損害額を立証することなく、損害賠償金として契約代金の10分の2に相当する額を売払人が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、買受人又は買受人を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「買受人等」という。）が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、買受人等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) この契約に関し、買受人（買受人が法人の場合においては、その役員又は使用人）の独占禁止法第89条第1項又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、備品の売払の前後を問わない。

3 第1項の規定は、売払人に生じた損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、売払人がその超える分について買受人に対し請求することを妨げるものではない。同項の規定により買受人が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
(買受人の損害賠償請求等)

第22条 買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第16条の規定によりこの契約が解除されたとき
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
(業務の履行)

第23条 買受人は、本契約の履行にあたって、自らの責任において引取り及び報告を行

わなければならない。

- 2 契約の履行の一部を第三者に履行させる場合は、あらかじめ売払人に対し書面により履行させる内容を届け出て書面による承認を受けなければならない。

(不当介入等に対する措置)

第24条 買受人は、この契約の履行にあたり、暴力団関係者から不当な介入を受けたときは直ちに売払人に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

- 2 買受人は、当該契約の履行に係る契約をしていた第三者が暴力団関係者から不当な介入を受けたときは、直ちに売払人に報告するとともに、当該者に対して、警察に通報するよう指導しなければならない。

- 3 売払人及び買受人は、暴力団関係者からの不当な介入により、この契約に係る備品の売払いについて遅延が発生するおそれがあると認められるときは、買受人が前2項の規定により報告、通報又は指導を行ったと認められる場合に限り、売払人と買受人とが協議して、引取期間の延長等の措置をとるものとする。

(紛争の解決)

第25条 この契約の各条項において売払人と買受人とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、売払人が定めたものに買受人が不服がある場合その他契約に関して売払人と買受人間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停によりその解決を図る。

- 2 売払人又は買受人は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の売払人と買受人間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起をすることができない。

(補則)

第26条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ売払人と買受人とが協議してこれを定めるものとする。

附 則

この約款は、令和5年8月1日から施行する。